

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 69 号)

令和3年11月17日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が「〇〇年度に審査請求人が大津市公正職務審査委員
〇〇弁護士に直接、通報・相談した件に関わる全ての書類。（報告書、協議録、メモ等を含む）」
（以下「本件保有個人情報」という。）について、これを保有していないとして不開示とした決
定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示請求

令和3年3月9日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17
条第1項の規定に基づき、実施機関に対して本件保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請
求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年3月24日、実施機関は、本件保有個人情報を保有しないとして条例第22条第2項の
規定に基づき、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年4月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定
に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

開示をしない理由として、「当該保有個人情報は、実施機関では作成・取得しておらず、存在
しない。」とのことでありますが、大津市が第三者への相談窓口を設置していることから、審査
請求人が相談した記録やメモなどが、一切存在しないという理由は成立しません。再度の調査
及び当該個人情報の開示を求めます。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求人は、〇〇年〇〇月初旬から中旬にかけて、ハラスメント事案について、第三者相
談窓口である弁護士に相談しており、メールや手紙、電話、訪問など複数回の相談後に「〇〇」
と言われ、公益目的通報を実施した。

2 コンプライアンス推進室（令和3年4月1日「行政管理室」に改組）において、「公益目的通
報やハラスメント事案の内容により、内部の相談員でなく外部の第三者に相談を希望されるケ
ースについては、大津市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）の委員に直接、通報・
相談することができます。」として、3件の法律事務所の住所と弁護士名、電話番号などが職員
に公開されていたことから、ハラスメント事案として弁護士に相談したものであり、このこと

については、当時のコンプライアンス推進室長に報告するとともに、当該相談資料などを手渡していた。

- 3 相談内容が、違法行為を含む法的な問題が存していたことから、コンプライアンス推進室が設置する第三者相談窓口相談したものであり、附属機関である委員会に対して、公益目的通報の受付、調査、審査などを依頼したものではない。
- 4 よって、第三者相談窓口が、実施機関と連携していない（実施機関への報告や連絡などの義務がない）のであれば、その契約及び組織が問題であり、個人情報の漏洩に繋がっていると考える。
- 5 不開示の理由として、「実施機関では作成しておらず」との主張は認めるが、「存在しない」ことにはならない。記録やメモ等までも存在しないなど、有り得ないことである。
- 6 ○○年度当時、職員に示されていた「ハラスメントの相談窓口」には、公益目的通報やハラスメント事案の内容により、内部の相談員でなく外部の第三者に相談を希望する場合は、委員会の委員に直接、通報・相談することができることが記載されていた。審査請求人は、ハラスメント事案について、内部のコンプライアンス推進員に通報を行ったが、同推進員及び職員支援室長から「○○」などと言われ、そのまま放置されるとともに、何もなかったことにされた。その後もコンプライアンス推進室等に相談をしていたが、○○が契機となって、内部の相談員ではなく外部の第三者に相談しようと思い、委員会の委員に相談を始め、メールや手紙、訪問により相談を重ね、丁寧な対応と適切な指導をいただいた。
- 7 上記の相談内容や記録等について開示請求をしたが、実施機関は当該個人情報を作成・取得しておらず、存在しないとのことで不開示の決定がされており、その理由として「当該相談は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「公正職務条例」という。）第23条に基づき公益目的通報及び不当要求行為等に適切に対応するために置かれた委員会の委員が、同条例第14条に基づく公益目的通報に係る相談として受けていた。」とされている。
- 8 ○○年度当時の「ハラスメント相談窓口」の掲載情報においては、「第三者への相談は公益目的通報に係る相談に限る。」などの記載は一切なく、前述のとおり、「公益目的通報やハラスメント事案の内容により内部の相談員でなく外部の第三者に相談を希望されるケースについては、「大津市公正職務審査委員会」の委員に直接、通報・相談することができます。」と書かれていた。
- 9 私は、最終的に公益目的通報を実施したが、今回の申立については、当時の第三者相談窓口により導かれた結論と公益目的通報の結果が合致していないことに対して、不満を持っているわけでも、問題視しているものでもない。また、弁明書のうち、「5 本件開示請求に関する処分庁の見解」の2頁目第2文「そして、審査請求人が行った相談において（略）公正職務審査委員会で組織的に共有・使用するものではない。」との処分庁の見解にも納得している。
- 10 さらに言えば、当該ハラスメント事案については、前述のとおり、当時のコンプライアンス推進員及び職員支援室長により、相談の終了を余儀なくされたことから、外部の第三者に相談を希望し、たまたま、その相談員が委員会委員の弁護士であったことから、通報の適否についても確認をただけであって、公益目的通報の結果は、相談業務と切り離して考えるべきであり、切り離さなければならないと思っている。

- 1 1 しかしながら、弁明書の「ただし、当該ハラスメント相談とは、あくまで条例に基づく公益目的通報の枠組みを活用してハラスメント事案に対処するものであり（略）担っていたものではない。」との記述は承服できない。なぜなら、上記の意味を噛み砕くと、「当該業務は、委員会委員によるサービス事業として実施しているため、大津市はその内容について一切関与しない。」と記載されているように思えるからである。これでは、第三者に相談できる開かれた窓口を開設した意味がない。また、このような記述は、保有個人情報の開示について、詭弁を使ってごまかしていると思えない。
- 1 2 ○○年度の「ハラスメント相談窓口」の掲載情報では、受け付けた相談内容は、職員支援室に報告されると追記されており、○○年度において、当該相談における情報の一切を取得していない等主張する意味が理解できない。
- 1 3 当該委員には資料を郵送したが、ハラスメントの相談窓口として相談したので、本来であれば私が相談した内容は職員支援室なりコンプライアンス推進室に報告事案として提出するものである。私の文書はどちらかの課になければならないと思っている。
- 1 4 弁明書では当該委員が「受領又は作成した相談文書」と記載されているので、作成した文書は存在すると思っている。全て公務について作成した文書だと思っているのでこれを公文書として開示してほしい。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人が開示を求める保有個人情報は、審査請求人が、ハラスメント事案について、委員会の当時の委員である弁護士に相談した際の一切の書類を指すものと考えられるが、当該相談は、公正職務条例に基づく公益目的通報に係る相談として受けていたものである。
- 2 審査請求人のいう「本市コンプライアンス推進室が設置する第三者窓口」とは、当時、人事課職員支援室が設置していた「ハラスメント相談窓口」を指すものであるが、これは、本市のハラスメント防止対策強化の一環として、ハラスメント事案を公益目的通報として委員会に通報できることを改めて周知し、同委員会において対処できることを明確にしていたものである。ただし、当該ハラスメント相談とは、あくまで公益目的通報の枠組みを活用してハラスメント事案に対応するものであり、委員会の委員が公正職務条例で定められている公益目的通報への対処とは別に、ハラスメント相談窓口の業務を本市から委嘱又は委託を受けて担っていたものではない。
- 3 審査請求人が行った相談において、当該委員が受領又は作成した相談文書、電子メール等の書面又は電磁的記録は、審査請求人とのやり取りにおいてのみ使用する目的で作成・取得したものであり、委員会で組織的に共有・使用するものではない。また、当該公益目的通報に係る相談があった事実及び内容は当該委員が委員会の議事終了後に口頭で他の委員及び事務局に報告しており、当該公益目的通報に係る相談記録が委員会又は事務局に提出された事実もない。
- 4 審査請求人が公益目的通報として提出した文書については、本件開示請求の対象外であることを審査請求人に確認している。
- 5 当該委員からは、審査請求人から受け取った資料及び電子メール並びに審査請求人へ返信し

た電子メール以外に当該相談に関連する文書は存在しないことを確認しているが、審査請求人は、委員が「〇〇」と判断した以上、そのメモや記録があるはずであると主張している。このことについては、当該判断が審査請求人の主張及び提出書類のみを前提に委員が一応の考え方を示したものに過ぎず、公益目的通報がされれば、委員会として調査・審議した上で通報対象事実の有無について判断すべきものであることからすると、一委員の判断をあえて組織利用のために記録しておくのが通常ともいえず、記録が存在しないことに不自然・不合理な点はない。

- 6 審査請求人は、事前相談と通報は別であると主張するが、相談を受けた委員は、この二つは同じものと捉えており、公益目的通報では相談内容を含めて書類が提出されていることから、改めて事前相談の内容を事務局として聞く必要はなく、通報に基づいた審議がされればそれで足りると考える。

第6 審査会の判断理由

1 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報を作成又は取得しておらず存在しないとして不開示決定を行った。

審査請求人は、これを不服として本件保有個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会が、事務局をして実施機関に本件保有個人情報の有無について確認させた結果は以下のとおりである。

ア 実施機関は、請求対象個人情報を特定するに当たり、ハラスメントに関する相談か、公益目的通報に関する相談かを区別していない。相談を受けた委員から審査請求人の相談に関する文書を取得、作成していないことから、当初は特定の範囲を広げ、公益目的通報書（審査請求人が委員に直接提出しようとしたところ、コンプライアンス推進室に提出するよう指示されたもの）を含めて部分開示決定を行ったが、審査請求人から意図した文書ではないという申出を受け、処分を取り消し、改めて本件不開示決定を行った。

イ 現在は、人事課職員支援室がハラスメントに関する外部相談窓口としてハラスメント相談弁護士を設置しているが、審査請求人が相談を行った〇〇年当時は、コンプライアンス推進室が設置していたため、他の課室等が本件保有個人情報を保有しているとは考え難い。

ウ 審査請求人から相談を受けた委員は、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された委員会の終了後にその旨を口頭で報告した。当該報告は委員会の議事として行われたものではないことからその内容が議事録に記載されることはなかった。

エ 通報・相談窓口に相談があった場合の相談内容の共有について、審査請求人が相談をした〇〇年当時は利用者に対して、受け付けた相談内容がコンプライアンス推進室に報告されることは示されておらず、実際に、相談を受けた委員が相談内容をコンプライアンス推進室に報告するということは行われていなかった。これは、相談をしようとする者が、相談内容を市内部の職員に知られることを理由に相談をためらうことがないよう配慮したためである。

オ 上記ウについて、念のため、報告が行われた委員会議事録を確認したところ、本件保有個人情報に該当すると認められる記載はなかった。

(2) ○○年当時の相談窓口におけるハラスメント事案と、公益目的通報の関係については、利用者にとって、必ずしも明確なものではなかった。しかし、実施機関による上記(1)の説明にも首肯することができ、これを覆すべき事情も認められない。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月26日	諮問書の受理
令和3年 8月25日	実施機関からの事情聴取 審査請求人の意見陳述 審議
令和3年 9月22日	審議
令和3年11月 1日	審議
令和3年11月17日	答申